

2015年7月23日

東京都連加盟団体 各位

東京都武術太極拳連盟
事務局長 大塚かづ子

第16期審判員都道府県第1次試験実施について

第16期全国審判員研修会・本試験受験のための、都道府県第1次試験について、東京都連盟においては下記のとおり実施いたします。

記

- *日 時：9月5日（土）
受付開始……………13：00
開講式・事前講習会…13：30～15：00
一次試験……………15：30～16：30
- *場 所：京橋プラザ 2F
中央区銀座1-25-3
TEL：03-3561-5163
- *申込期限：8月14日（金）必着
- *受講料：2,000円
- *受験料：3,000円（一次試験のみで技術用語試験は廃止）
- *受講・受験料振込期間：8月17日（月）～8月21日（金）
- *振込先

受験料・受講料

りそな銀行・東京中央支店
普通預金 5738806
特非) 東京都武術太極拳連盟

テキスト代金

昭和信用金庫・京橋支店
普通預金 1050429
特非) 東京都武術太極拳連盟

*** 受験について ***

受験申込に基づき、後日受験票をお送りしますが、各自で受験票に写真を添付していただきますので、ご用意下さい。(都連には送らないこと)

2011年6月18日に改正された公認資格制度に基づき、審判員資格は「公認太極拳審判員」と「公認拳術審判員」の2種類のみになります。受験資格は「公認太極拳審判員」は太極拳2段以上、「公認拳術審判員」は長拳2級以上の取得者のみとなっております。

なお、既に2級・3級審判員資格・太極拳審判員資格並びに長拳審判員資格を有する方、ならびに前期実施した第1次試験の合格者であっても、今年度実施する第1次試験に合格しなければ本試験を受講・受験することはできません。

また、テキスト「競技ルールと審判法」(2013年6月改訂)をお持ちでない方は、団体で取りまとめのうえ、東京都連にお申込下さい。代金は、1冊500円と送料をお振込いただきますが、テキストの数量により送料が異なりますので、テキスト送付の際、振込み金額をお知らせいたします。

<<追加>>

添付資料の中にも記載がありますが、今期から共通試験の試験範囲として

「武術太極拳競技審判員が備えるべき条件」の記述が加われました。

2013年度改訂版を所有していない人のために、同資料を同封してあります

ので、該当する方に配布下さいますよう、お願いいたします。

(2013年度改訂版より前のテキストをお持ちの方は、配布された資料とお手持ちのテキストにて試験範囲を学習できます)

<<注意>>

2011年6月18日に改正された公認資格制度に基づき、実施要綱の内容が変わっておりますので、各自でよくお読みになってご確認下さい。

本試験参加申込について

第1次試験実施後、合否結果を各団体にお知らせいたします。第1次試験合格者のみが本試験の受験資格を得ることができますので、結果に基づき「本試験参加申込書」を送付して頂きます。

合否結果をお知らせの際、申込期限等について改めてご案内いたします。関係書類は紛失しないようお願いいたします。

武術太極拳競技審判員が備えるべき条件

(1987年第1期全国審判員研修会テキストより)

1 武術競技を行なう目的

競技を通して、技術交流を強化し、共にレベルアップを促し合い、知識を深め、意思を鍛錬し、経験を豊富にすることができる。これは、訓練および教学の仕事の改善と、武術太極拳推進の運動の普及と発展に有利であり、同時に友情を深めることもできる。

2 審判員が備えるべき条件

(1) 厳肅、真剣、公正、正確であること

厳格に試合を行ない、一堂に会して技を競う数多くの武術の達人に各々その最高の妙技を発揮させる。数多くの人材の中から、審判員は慧眼を以って英雄を見い出さなければならない。武術規則を評定の基準・拠り所とし、その規則を通し、何を奨励し、何を提唱し、何に反対するのかを具体的に表現し、明らかな方向性、指導性を持たなければならない。

規則とは一定の意味においてまさに武術太極拳の「法律」であり、規則を貫徹し執行する審判員は則ち「司法官」と同じである。司法官は法律を施行し、かつこの「法」を用いて思想を統一し、基準を統一し、物の見方を統一しなければならない。採点の過程においては規則の基準にしたがい、統一した物差で評定し、規則に習得に努め、真剣に規則を施行しなければならない。したがって審判員たるものは、多大な責任感を負い、審判業務が非常に厳肅な仕事であることを十分に認識していなければならない。

選手は皆競技で好成績を得るため、どれだけ長い間日夜厳しい訓練をし、どれだけ多くの汗を流したか知れない。したがって、審判員は採点の過程で少しの見逃がしも許されない。競技の始めから終わりまで細かに審査・観察し、全神経を集中し、外界の条件から妨害されることなく、真剣の二文字で仕事をしなければならない。

武術には異なる風格があり、また審判員自身にもそれぞれの好み、或いは異なる流派がある。しかし、いかなる場合にも審判員はある特定の技術風格に対する偏愛を捨てなければならない。また、誰が演じる場合にもすべて同様に見なし、公正な審判を実現する。

審判員の点数表示は、選手に対してその場で現わされる見解表明であり、厳肅、真剣、公正さはまさにここに現れる。このため審判には最大の正確さが要求される。

以上に述べたことをまとめると、以下のように要約することができる——1人の積極性のある審判員は、まず厳肅、真剣、公正、正確でなければならない。

以上に述べたようであるならば、はたして、毎回選手が演じ終わった後、複数の審判員たちの点数は、当然示されるべき点数とすべて一致するだろうか？ 時には、複数の審判員の示す点数が同じであることもあり得るが、一般的にそれは不可能なことである。なぜだろうか？ それはつまり、各々の審判員の居る位置が異なり、選手を観察する角度が異なるからで、彼らは皆自己の限界を持ち、それぞれの審判員の観察したものを合わせて、やっと最も全面的なものとなる。角度が異なるため、目に入る問題点も異なり、示す点数も当然ながら同じであることはない。また、否定できないことは、審判員自身にもレベルの

違いがあり、観察能力、技術の熟練度、頭の反応の敏捷度にもすべて差異があるので、示す点数にも差異が出てくる。これは自然なことである。ここで以下の問題に移る。

(2) 武術太極拳の技術を熟知していること

審判員は厳粛、真剣、公正、正確な業務態度を備える必要があるだけでなく、一定の技術をも熟知し身につけなければならない。ただそう心で願うのみで、ある程度のレベルを実際に備えていなければ、この仕事はやってみて非常に難しい。

したがって積極的に武術太極拳活動に参加し、練習を行ない、訓練を観察し、競技を参観し、できる範囲の演武を行ない、謙虚に人に教えを請い、熱心に人から技術を受けつぎ、常に武術太極拳技術関係の書籍・資料を読み、研鑽・研究し、絶えず自分の武術太極拳知識を豊富にし、理解の範囲を拡大し、業務レベルを絶えず向上させ、視野をひろめ、確信を持ち、内容を充実させ、そうして審判業務が順調に行なわれるようにしなければならない。

(3) 規則に精通すること

規則が採点の拠り所、基準である以上、審判員は真剣にこれを学び、しっかりと把握し、規則の条文を理解するだけでなく、規則の基本精神も完全に理解し、採点基準、主な規格要求をもしっかりと暗記し、うまくそれらを運用できなければならない。

競技前に集中的に学習しなければならないだけでなく、普段から定期的に学習し、反応を敏捷にし、業務および審査・決定能力を向上させ、審判レベルを向上させなければならない。

(4) 肉体と魂が健康であること

目下、武術太極拳の発展は目覚しく、各国各地でますます重視されてきている。技術の面で言えば、動作はどんどんと速く、難しく、変化も多様化してきている。競技時間の多くは夜にあてられ、時には深夜にまで及ぶ。人数の多い部の中には、一部で1日かかってもお続けられるものもあるかもしれない。さらにまた、審判員は競技中は全神経を集中し、頭脳明晰であることが要求される。強靱な身体がなければやり通すことは難しい。特に、中には日程もきつく、仕事も忙しい試合もあり、高い効率でハードな仕事をする時はなおさらである。このため、審判員は強健な身体をもたなければならない。

以上



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階
TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550
Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

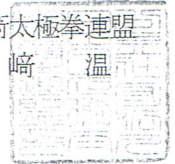
文発第3515号

2015年7月21日

都道府県連盟代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟

専務理事 岡崎 温



第16期全国審判員研修会 実施要綱送付のご案内
都道府県第1次試験実施規程 送付のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記に関し、下記の書類を同封してご案内申し上げます。

- 1) 第16期全国審判員研修会 実施要綱 (第1次試験実施規程+本試験実施要綱) (2部)
- 2) 都道府県第1次試験・受験申請書<1次用紙—1> (2部)
- 3) 同上 ・実施日程・受験者数・試験委員氏名通知書<1次用紙—2> (2部)
- 4) 全国審判員研修会・本試験 参加申込書 (2部)
- 5) 同上 都道府県連盟用申込書一括送付状
- 6) 追加資料「武術太極拳競技審判員が備えるべき条件」(2部)

下記の点にご注意いただき、同封の書類に基づいて準備をおすすめ下さるようお願いいたします。

敬 具

記

1. 2011年新公認審判員制度に基づく実施:

2011年6月18日に開催された日本連盟第74回理事会において、本連盟の公認審判員制度にたいする改革案が審議され、「2011年新公認審判員制度概要」が承認されました。2011年度第14期、2013年度第15期の「全国審判員研修会」と「審判員資格認定」および、その後に実施される「審判員資格更新登録手続き」はすべて、2011年新公認審判員制度に基づいて実施されました。今期の第16期全国審判員研修会と資格認定、更新登録手続きも、この公認審判員制度によって実施されます。

2. 受講・受験資格:

「公認太極拳審判員」は太極拳2段以上 (2段~4段) の取得者のみが、「公認拳術審判員」は長拳2級以上 (2級または1級) の取得者のみが、受講・受験することができます。これらの検定資格を取得していない人は、受講・受験することができません。

3. 「第1次試験・共通試験」の範囲について:

今期の「共通試験」の範囲・試験方法等は下記の通りです。

1) 試験範囲:

日本連盟2013年6月改定版 刊行教材『競技ルールと審判法』第1~12頁および第39頁 (競技ルール=第1章~第3章、審判法=第1章、および「参考:同点の処理について」、第40~41頁「武術太極拳競技審判員が備えるべき条件」)。

注記;上記の「武術太極拳競技審判員が備えるべき条件」の記述が、第15期から共通試験の試験範囲となっていることにご注意下さい。審判員としての前提条件であることから、共通試験の範囲としましたが、2013年度改訂版を所有していない人のために、同資料をここに同封しますので、所属団体宛に送付する資料のなかに同封して下さい、お願いいたします。

2) 試験方法:

上記範囲から、択一式または指定数字・記号を記入する解答方式で出題する (漢字を記入する問題は出題しない)。

3) 試験時間と合否基準；

試験時間は、正味60分とし、100点満点で50点以上を合格とし、49点以下を不合格とする。

4. 第1次試験の実施にあたって：

都道府県連盟におかれましては業務多忙のなかで、この事業に取り組んでいただくこととなりますが、よろしくお願ひいたします。試験問題の作成と採点、判定作業は日本連盟が行ないますが、特に、試験問題の管理について慎重にお取り扱ひ下さるようお願ひいたします。試験問題の事前漏洩はもとより、試験問題が複写・記録されないように万全の注意を払っていただくようお願いいたします。

審判員の試験において万一不正常な事態が発生した場合、審判員制度と審判員認定制度そのものを見直さざるを得なくなります。この点を重ねてよろしくお願ひいたします。

5. 第1次試験の書式の追加送付について：

「第1次試験実施規定」に記載されている<1次用紙—3＝受験者受験一覧表>、<1次用紙—4＝出題・回答用紙受領確認書>、<1次用紙—5＝1次試験実施報告書>等は、日本連盟が<1次用紙—1＝1次試験受験申請書>を都道府県連盟から受領した後に、あらためて当該都道府県連盟宛に送付しますので、ご了解下さい。

6. 都道府県連盟主催の事前講習会：

都道府県連盟は、第1次試験を受験する人のために、任意に事前講習会を開催することができます。その際、事前講習会の開催日と第1次試験実施日は分離し、同一日には実施しないことを原則としていただきます。諸般の都合で同一日に実施したい場合は、講習会講師と試験委員は必ず、別の人が担当することとして、試験の公平性を確保していただきます。

7. 全国審判員研修会・本試験：

「2011年新公認審判員制度」における本試験の申請要件は下記の通りです。

申請者から参加申込書を受領する際には、要件が満たされていることをご確認下さいますようお願いいたします。

1) 「公認太極拳審判員」本試験申請者は、

太極拳2段以上(2段～4段)の技能検定登録をしている人で、都道府県第1次試験の「共通試験」に合格した人、

2) 「公認拳術審判員」本試験申請者は、

長拳2級以上(2級～1級)の技能検定登録をしている人で、都道府県第1次試験の「共通試験」に合格した人、

のいずれかでなければならない。

参加申込みと参加資格・第1次試験合格の確認について；

— 参加申込み手続は、従来通り、都道府県連盟が一括して行なっていただきます。たとえ、現在審判員資格を有している人でも、個人で直接申し込むことはできません。

— 参加申込みを行なう都道府県連盟は、参加者全員の「参加申込書」の<参加申込事項>の3. 参加条件の欄に、必ず、第1次試験を受験して合格した都道府県名が記入されていることを確認して下さい。この欄が記入されていない申込書は不受理となりますので、ご注意下さい。

特例受験について：

2011年6月18日第74回理事会承認のもとに定められた「2011年新公認審判員制度概要」に基づいて「公認太極拳1級審判員」を登録した人で希望する人は、今期の全国審判員研修会で、「公認拳術審判員」試験を受験し、「本試験」の成績により拳術「1級」の成績を得た場合は、「公認太極拳1級審判員」に加えて「公認拳術1級審判員」の資格を登録することができます。ただし、「本試験」の成績が「2級」以下であった場合には、公認拳術審判員の資格は付与しません。

同様に、「公認拳術1級審判員」で希望する人は、「公認太極拳審判員」試験を受験し、「本試験」の成績により太極拳「1級」の成績を得た場合は、「公認拳術1級審判員」に加えて「公認太極拳1級審判員」の資格を登録することができます。ただし、「本試験」の成績が「2級」以下であった場合には、公認太極拳審判員の資格は付与しません。

① 「公認太極拳1級審判員」が「公認拳術審判員」試験を受験する場合は、受験資格は長拳2級以上とする。

- ② 「公認拳術1級審判員」が「公認太極拳審判員」試験を受験する場合は、受験資格は太極拳初段以上とする。
- ③ 受験者は、「都道府県第1次試験・共通試験」を受験する必要はない。
- ④ 受験者は、所属する加盟団体・都道府県連盟から「本試験参加申込書」を各自で入手し、都道府県連盟を通じて、申請手続きを行っていただきます。

この特例受験について、よろしくご対応下さるよう、お願いいたします。

8. 教材『競技ルールと審判法』について：

今期の研修と試験は、2013年6月改定刊行の『競技ルールと審判法』に基づいて実施します。参加者は事前に都道府県連盟を通じて、2013年6月改定版を自費で購入していただき、学習と受験に備えていただきます。2013年6月以前に発行された同テキストを使用するのは受験者の自由ですが、改定版との相違点（主に、第40～41頁「武術太極拳競技審判員が備えるべき条件」の追加）は、受験者の責任で把握していただきます。

9. 審判有資格者への本件と更新登録の案内について：

現在すでに公認審判員資格を有している人の資格有効期限は2016年3月31日で、書換え更新手続き期限は2016年4月30日です。

更新に関する「公認審判員資格更新登録手続 実施要綱」は2016年1月中旬に各人宛に発送します。公認太極拳1級審判員、公認拳術1級審判員以外で今期に昇級をめざして全国研修会に参加する人は、必ず都道府県第1次試験を受けなければなりません。

10. 公認審判員の昇級受験案内について：

現公認審判員資格（公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員）の有資格者には、今期に昇級受験をするための案内（実施要綱・参加申込書）を、日本連盟から本人宛に、7月下旬に送付いたします。これらの有資格者の方々が、今期の受講・受験する場合も都道府県連盟を通じて日本連盟に参加申込をしていただきます。

上記の本人宛案内文書の写しは、後日ご参考用として都道府県連盟宛に送付いたします。

◎国体審判研修会・認定試験について

下記3会場において、第16期全国審判員研修会の翌日に「第1期国体公開競技審判員研修会・認定試験」を行います。

- 1) 東京会場： 2016年2月 7日(日) 東京・国立オリンピック記念青少年センター
- 2) 鳥栖会場： 2016年2月14日(日) 佐賀県鳥栖市・「サンメッセ鳥栖」
- 3) 大阪会場： 2016年3月13日(日) 大阪市・「大阪市中央体育館」

詳細は、9月初旬までに都道府県連盟にお知らせします。

以上

同封書類： 1)～6)

第16期全国審判員研修会 実施要綱

団体用

2015年7月20日
公益社団法人日本武術太極拳連盟

2011年6月18日に改正された公認審判員資格制度に基づき、第16期全国審判員研修会を、下記の要領で実施します。公認太極拳、公認拳術新規受講者および現在公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員を対象に、

1) 「公認太極拳審判員」と、2) 「公認拳術審判員」の2種類の資格の認定研修と認定試験を行います。試験の成績に応じて、「公認太極拳審判員」は1～3級、および「公認拳術審判員」1～3級、の資格を認定します。受講・受験申請者は「公認太極拳審判員」または「公認拳術審判員」の2種類の資格のいずれかを選んで申請していただきます。

申請者は下記の1) または2) の条件を満たした上で3) の条件を満たし、都道府県連盟会長の推薦を得て、下記の申請手続をとっていただきます。

- 1) 2014年度までに「太極拳2段以上(2段～4段)」の技能検定登録をしている人、または、
- 2) 2014年度までに「長拳2級以上(2級～1級)」の技能検定登録をしている人、
- 3) 上記の1) または2) のどちらかの条件を満たし、そのうえで「2015年9月1日(火)～10月31日(土)」の期間内に都道府県連盟が実施する「都道府県第1次試験・共通試験」を受験して、合格した人(第15期に実施した第1次試験合格者であっても、今期の審判員研修会を受講・受験する人はすべて、あらためて今年度実施の第1次試験に合格しなければならない)。

特例受験：

2011年6月18日第74回理事会承認のもとに定められた「2011年新公認審判員制度概要」に基づいて「公認太極拳1級審判員」を登録した人で希望する人は、今期の全国審判員研修会で、「公認拳術審判員」試験を受験し、「本試験」の成績により拳術「1級」の成績を得た場合は、「公認太極拳1級審判員」に加えて「公認拳術1級審判員」の資格を登録することができる。ただし、「本試験」の成績が「2級」以下であった場合には、公認拳術審判員の資格は付与しない。

同様に、「公認拳術1級審判員」を登録した人で希望する人は、「公認太極拳審判員」試験を受験し、「本試験」の成績により太極拳「1級」の成績を得た場合は、「公認拳術1級審判員」に加えて「公認太極拳1級審判員」の資格を登録することができる。ただし、「本試験」の成績が「2級」以下であった場合には、公認太極拳審判員の資格は付与しない。

- ① 「公認太極拳1級審判員」が「公認拳術審判員」試験を受験する場合は、受験資格は「長拳2級」以上とする。
- ② 「公認拳術1級審判員」が「公認太極拳審判員」試験を受験する場合は、受験資格は「太極拳初段」以上とする。
- ③ 受験者は、「都道府県第1次試験・共通試験」を受験する必要はない。
- ④ 受験者は、所属する加盟団体・都道府県連盟から「本試験参加申込書」を各自で入手し、都道府県連盟を通じて、申請手続を行う。

武術太極拳競技を支える人材として、今期の研修会にふるって参加されますようご案内いたします。

I. 都道府県第1次試験：

2015年9月1日（火）～10月31日（土）の期間内で都道府県連盟が任意に指定する期日に、都道府県連盟が設定する会場で実施する。すでに公認太極拳1～3級審判員、公認拳術1～3級審判員の資格を有する人でも、この第1次試験に合格しなければ、今期の全国研修会・本試験を受講・受験することができない。

詳細は下記の〈都道府県第1次試験 実施規定〉に基づいて実施する。

II. 全国審判員研修会・本試験：

日程： 下記の3会場で全国審判員研修会・本試験を実施する。この研修会・本試験は都道府県第1次試験を受験して合格の通知を受けた人に限って、受講・受験申請をすることができる。受講・受験者は下記のいずれか一会場を選んで申請する。

- 1) 東京会場： 2016年2月6日(土)
会場名： 東京・「国立オリンピック記念青少年センター」
東京都渋谷区代々木神園町3-1 Tel 03-3467-7201
- 2) 鳥栖会場： 2016年2月13日(土)
会場名： 佐賀県鳥栖市・「サンメッセ鳥栖」
鳥栖市本鳥栖町1819 Tel 0942-84-2121
- 3) 大阪会場： 2016年3月12日(土)
会場名： 大阪市・「大阪中央体育館」
大阪市港区田中3-1-40 Tel 06-6576-0800

2015年度第16期全国審判員研修会のための

都道府県第1次試験 実施規定

1. 実施期間・実施会場：

2015年9月1日（火）～10月31日（土）の期間内で都道府県連盟が設定する会場で実施する。

2. 実施内容：

「1次共通試験」（以下「共通試験」という）＝「公認太極拳審判員」、「公認拳術審判員」のいずれの資格を受験する人も、全員が受験しなければならない。

1) 試験範囲；

日本連盟2013年6月改定版刊行教材『競技ルールと審判法』第1～12頁および第39頁（競技ルール＝第1章～第3章、審判法＝第1章、「参考：同点の処理について」）、および第40～41頁「武術太極拳競技審判員が備えるべき条件」。

2) 試験方法；

上記範囲から、択一式または指定数字・記号を記入する解答方式で出題する（漢字を記入する問題は出題しない）。

3) 試験時間と合否基準；

試験時間は、正味60分とし、100点満点で50点以上を合格とし、49点以下を不合格とする。

3. 「出題・解答用紙」の作成と採点・合否判定作業：

「出題・解答用紙」は日本連盟が作成し、実施日前に実施都道府県の指定する試験委員宛に送付する。

試験実施後、試験委員は実施済みの出題・解答用紙を指定期日までに返送し、日本連盟が採点作業と合否判定作業を行い、実施都道府県連盟に採点結果と合否判定結果を通知する。

4. 実施会場と統一タイムスケジュール：

本件を実施しようとする都道府県連盟は、参加が予想される人員が、学科試験を公平、公正、厳粛な環境で受験することができる会場を、実施準備時間を含めて少なくとも3時間使用できるように設定しなければならない（3人掛けの長机を使用する場合は、中間の椅子を空席にして2人掛けとし、試験が厳正に行われるように手配する）。

実施当日は、下記の統一タイムスケジュールに基づいて実施する。

— 受付け； 開始式の30分前から受験者の受付けを開始する

— 開始式； 試験開始20分前に、試験委員は受験者にたいして、試験に関する諸説明・注意と、試験結果の通知後の手続等を説明する。続いて、参加人員を確認したうえで、出題・解答用紙を配付する。

下記の試験開始後、30分を経過したら受験者が解答済み用紙を提出してもよいことを通知する。

— 試験； 出題・解答用紙を配布後、受験者が氏名を記入したうえで、試験開始を宣言、正味60分後を試験終了、用紙回収の時間とする。

— 用紙の密封・保管；

試験委員は、回収した用紙をその場で密封して保管し、他の報告用紙とともに規定の期日内に日本連盟に返送する手配をする。

5. 受験資格：

都道府県連盟の加盟団体会員で、団体の団体長の推薦が得られる人であれば誰でも受験することができる。

（申請する審判資格と1次試験で受験する試験の種類は、本試験 実施要綱「1. 参加資格」を参照）

6. 受験申請方法：

本規定に添付する「都道府県第1次試験受験申請書」＜1次用紙—1＞に所定の事項を記入し、所属団体長が推薦印を捺印したものを、所属団体を通じて、受験しようとする都道府県連盟が設定する申請期日までに、同連盟宛に提出し、同時に、受験料を同連盟が指定する方法で納付する。

7. 受験料：

「1次試験」の受験料は、受験者1人3千円とする。

実施都道府県連盟は、加盟団体を通じて受験料を徴収し、受験料収入を、会場費、人件費、諸経費等に充当し、剰余金は事業収入とする。日本連盟に納付する必要は無い。

8. 運営規定：

1) 実施組織；

都道府県連盟が、実施日、実施会場、実施時間を決定し、必要な通知事務と会場運営を行ない、試験を厳正に実施し、日本連盟に実施報告、受験者への判定結果の通知等の業務を行う。

2) 実施期日・会場等の決定と通知（都道府県連盟→所属加盟団体）；

本件を実施しようとする都道府県連盟は、おおよその参加予定人員を把握したうえで、上記の統一タイムスケジュールに基づいて、実施日、実施会場と実施時間を決定して、都道府県連盟加盟団体とその会員にあらかじめ通知して周知を図らなければならない。

3) 日本連盟への実施通知（都道府県連盟→日本連盟）；

都道府県連盟は実施日の20日前までに、日本連盟に必着するように所定の「実施日程・受験者数・試験委員氏名通知書」＜1次用紙－2＞を送付して通知しなければならない。この通知書には、試験関係書類を送付する主任試験委員の住所等が記載されていなければならない。

4) 試験委員等の決定（都道府県連盟）；

都道府県連盟は、試験を厳正に監督するために下記5)に定めた職責と職務を遂行するための「試験委員」を2名選出する。そのうちの1名は、日本連盟が「出題・解答用紙」を直接送付することができる住所を明示することができる人を「主任試験委員」に選出する。

都道府県連盟は、必要に応じてその他の庶務等の担当役員、係員を任命することができる。

5) 試験委員の職責と職務：

試験委員は、公認審判員認定試験の目的と趣旨に照らし、本件の第1次試験を厳正、公正に実施して審判員養成事業を推進するために、下記の職責を負い、下記の職務を担当する。

① 「出題・解答用紙」の受領、保管と守秘義務；

主任試験委員は、日本連盟から送付される「出題・解答用紙」を受領し、受領後ただちに、その中に「出題・解答用紙同封・開封厳禁」と明記された別封筒が同封されていることを確認したうえで、日本連盟に「出題・解答用紙受領確認書」＜1次用紙－4＞をFAXで送付する。「出題・解答用紙の別封筒」は試験実施日の試験開始時間まで密封保管し、何人にもこの内容を開示しない責務を負う。試験委員はこの守秘義務を遂行して「出題・解答用紙」の内容が万一にも事前漏洩することがないように全力を尽くさなければならない。

② 「出題・解答用紙」の配付と管理；

主任試験委員と他の1名の試験委員は、実施日当日の各試験開始時間の20分前に「出題・解答用紙の別封筒」を開封し、同封されている部数を確認したうえで受験者に配布して、試験を実施する。「出題・解答用紙」の予備部数および欠席者の残部数を管理し、保管する。

③ 試験の厳正・公平実施；

試験が厳正・公平に行われるように、また、受験者による不正行為や不正類似行為が発生しないように、試験会場を厳格に管理する。

実施中に、万一、不正行為や不正類似行為を現認した場合は、2名の試験委員がその状況を確認したうえで、該当受験者の受験を中止させて、その「出題・解答用紙」を回収し、書面でその状況を日本連盟に報告しなければならない。

④ 試験後の「出題・解答用紙」の管理と報告；

試験委員は、受験者が記入した「出題・解答用紙」を回収し、予備部数および欠席者の残部数と併せて、「第1次試験 実施報告書」＜1次用紙－5＞を添付したものを、実施日から3日以内に日本連盟に必着するように発送手配を行う。

一 試験委員は、記入済みまたは白紙の「出題・解答用紙」を複写・記録したり、他者によって複写・記録されることがないように、厳重管理しなければならない。

一 試験委員は、記入済みの「出題・解答用紙」の解答を点検する職責は負わない。試験委員が、「出題・解答用紙」の記入状況の概要を目視により短時間内に観察することは差し支えないが、解答内容を自己採点したり、記録に残したりしてはならない。すべての「出題・解答用紙」を試験終了後できるかぎりすみやかに密封して、実施報告書を添付し、日本連盟に発送すること。

⑤ 不正常事態の解決責任；

上記の①～④に照らして、不正常な事態が生じた場合、または、後日判明した場合、試験委員は日本連盟に報告し、その事態の原因を糾明し、解決する責任を負う。

6) 実施通知の受領確認（日本連盟→都道府県連盟）；

日本連盟は上記の「実施日程・試験委員氏名通知書」を受領後、ただちに、実施都道府県連盟の主任試験委員宛に、書面で通知の受領確認と送付期日の確認を行ない、併せて、

- ①「第1次試験 受験者一覧表」＜1次用紙—3＞（未記入のもの）、
- ②「第1次試験 受験票」（未記入、写真未添付のもの、受験者人数分）
- ③「第1次試験 実施報告書」＜1次用紙—5＞、 を同封して送付する。

7) 事前準備と受験者団体への通知（都道府県連盟）；

都道府県連盟は、日本連盟から上記の書類を入手した後、

- ①「第1次試験 受験者一覧表」＜1次用紙—3＞に、受験者氏名を加盟団体毎にまとめて記入して名簿を作成し、受験者の受験番号を確定する。
- ②「第1次試験 受験票」の所定欄に、受験者氏名、団体名、受験番号等を記入して作成し（写真未添付）、受験者の団体宛に、会場、集合時間等の案内とともに送付する。その際に、
 - 試験当日は、必ず、受験票を持参すること。持参しない人は受験できないこと、
 - 受験票の写真添付欄に、必ず、写真を添付すること（白黒、カラーどちらでも可）、写真を添付していない受験票は無効で、受験できないことを通知する。

8) 試験問題の送付（日本連盟→都道府県連盟）；

日本連盟は、実施都道府県連盟の主任試験委員宛に、原則として実施日の3日前に到着するように時間指定宅配便で「出題・解答用紙」を送付する。主任試験委員は5) 試験委員の職責と職務：の①に基づいて、日本連盟に「出題・解答用紙受領確認書」＜1次用紙—4＞をFAXで送付し、受領確認を行ない、用紙を保管する。

9) 実施と実施報告（都道府県連盟→日本連盟）；

上記の＜4) 試験委員の職責と職務＞に基づいて、試験委員および都道府県連盟関係役員によって試験が実施された後、下記の書類を、実施日から3日以内に日本連盟に必着するように発送して実施報告を行う。

- ①「第1次試験 受験者一覧表」＜1次用紙—3＞；受験者の受験番号、氏名を記入したもの
- ②「第1次試験 実施報告書」＜1次用紙—5＞；所定の事項を記入したもの
- ③ 受験者の「都道府県第1次試験受験申請書」＜1次用紙—1＞の（写し）（原本は都道府県連盟が保管）
- ④ 受験者の記入済み「出題・解答用紙」（原本を送付、複写保管等は一切不可）
- ⑤ 予備、残部「出題・解答用紙」

10) 採点と判定結果通知（日本連盟→都道府県連盟）；

日本連盟担当役員が、都道府県連盟から送付されてきた「出題・解答用紙」の採点と合否判定作業を行い、「第1次試験 受験者一覧表」＜1次用紙—3＞の判定結果欄に記入して、実施都道府県連盟宛に送付して通知する（9月実施分は10月初旬までに、10月実施分は11月初旬までに通知する）。判定結果欄には、「得点」と「合否」が記入される。

11) 受験者団体への結果通知（都道府県連盟→団体）；

都道府県連盟は、上記の判定結果を記入した「第1次試験 受験者一覧表」＜1次用紙—3＞を受領後ただちに、複写して所属団体毎に分割したものを該当する所属団体に送付して通知する。

9. 第1次試験を実施しない県連盟の場合：

参加予定者数が少数であるため、第1次試験の実施が困難な県連盟は、その所属団体の会員が隣

接する実施県連盟に依頼して了承を得られれば、隣接実施県で受験することができる。

一 この場合、不実施県連盟は、事前に隣接実施県連盟の了承を得たうえで、同連盟にたいして予想される参加人数を早めに通知し、同連盟の事前準備に供すること。

一 「都道府県第1次試験受験申請書」＜1次用紙—1＞は、不実施県連盟が一括して受験を依頼する隣接実施県連盟に提出し、その後の連絡事務も県連盟が一括して行なう。受験者個人や個別の団体が、隣接する実施県連盟に直接申し込むことはできないこととする。

10. 都道府県連盟が実施する事前講習会等：

第1次試験を実施する予定の都道府県連盟が、所属団体の会員のために事前講習会等を開催することは、各連盟が任意に行なってよいものとし、参加費用等も任意に定めて実施することとする。

しかしながら、第1次試験を公正に実施するために、事前講習会は原則として、第1次試験の実施当日に実施してはならないこととする。

ただし、事前講習会の講師が、2名の試験委員と重複しない場合で、「出題・解答用紙」を同講師が事前に入手することができないように、講師と試験委員を分離している場合には、事前講習会と第1次試験を同一日に実施してもよいこととする。

11. 第1次試験関係添付書類：

「都道府県第1次試験受験申請書」＜1次用紙—1＞

「実施日程・受験者数・試験委員氏名通知書」＜1次用紙—2＞

以上